

備忘録ないしは切り抜き帳(その209)

[2022年7月18日(月)]

○今朝の朝日新聞の『雑草の花や葉から「草となり」を知る 植物生態学者/多田多恵子さん』なる記事を以下に転載させて頂く。「植物生態学者の多田多恵子さんは図鑑と自然に囲まれて育った。植物を中心に、それぞれで得た断片的な知識が頭の中でつながる瞬間を楽しんだ。こうして体系化されたのが「植物の生存戦略」だ。虫、動物、自然環境と、どのようにかかわって生きていくのか。植物をめぐるわくわくする世界を語ってもらった。博物館が家にあるのと同じ 両親ともに科学や自然が大好きで、家には植物、虫、鳥、動物、貝、天文、地質といった図鑑がそろっていました。幼い頃は図や写真を眺めて、その後は説明を隅から隅まで読んで想像をふくらますのが楽しかった。博物館が家にあるのと同じです。とりわけ植物がお気に入りでした。母は図鑑に書き込むのを恐れない人で、私もまねして実物を見た場所を図鑑に書きました。「柏」は区立小学校の課外活動施設があった千葉県柏市。施設の近くには、春になるとスマレヤクサボケが一面に咲く場所がありました。私にとっては「秘密の花園」。書き込みを見返すと感慨深いです。自然の中で、図鑑で知った植物や動物に出会う。文字や写真などで得た2次元の知識が、においや音、周囲の環境も含めた3次元の実物と結びつく。頭の中で何かが「ぴかっ」と光る感覚があります。この瞬間が楽しい。学校で習う生物は暗記科目と言われますが、実際の経験と結びつかない知識を積み重ねるだけでは嫌になるでしょう。私の専門、植物生態学では、植物とほかの生き物や環境との関係を調べます。花で言えば、花粉や種を何にどうやって運ばせるのか。その植物はどういう生き方をするのか。そんな「人となり」ならぬ「草となり」を調べてかれこれ40年になります。例えば葉を食べる虫に対して、植物は漫然と食べられるのではありません。あるものは毒を持ち、あるものは目に見えない細かいトゲを生やす。それぞれの方法で身を守ります。鳥、動物、菌類などとも、あらゆる場面で関わりあっているのです。こうした関係があるから、自然は成り立つ。それを実感し理解するのが、この先人間が自然環境を守って生きるのに大切なことになると考えています。草となりを知る格好の入り口が、道端などに生える雑草です。花や葉をちぎって手に取り、感触やにおいを確かめてください。虫もなるべく怖がらずに。身近だからこそ、花が実となり種が育つ時間的な変化も追いやす。扉を開けて飛び込めば、わくわくする科学の世界が広がっています。(聞き手・江島俊彦) ◇ **ただ・たえこ** 東京都生まれ。東京大学大学院博士課程修了、理学博士。立教大学、東京農工大学、国際基督教大学の非常勤講師。植物生態の魅力の普及と教育への貢献が認められ2021年、松下正治記念賞を受賞。「美しき小さな雑草の花図鑑」「種子たちの知恵」など著書多数。」



「自然と向き合うときには、気長に楽しみましょう」。自宅の庭で



子どものころに楽しんだ図鑑。左ページの下、からまつそうに「柏」の書き込みがある。

[2022年7月19日(火)]

○今朝の朝日新聞天声人語『まちまちの判決』を、以下に転載させて頂く。「東京電力福島第一原発の事故をめぐる裁判の判決をいくつかたどると、結論がまちまちで、まるでカオス(混沌)である。大きな津波の可能性を早くから指摘していた国の長期評価について、科学的信頼性があるという判決が出る一方、信頼性を疑う判決もある。▼津波対策を講じなかった経営者の責任を厳しく問う判決の一方で、対策をしても事故は防げなかったのだからと規制当局である国の責任を不問にする判決がある。裁判官も人であり、独立して判断する以上、自然なことではあるのだろう。▼しかし無秩序のなかに秩序ある模様を生み出す万華鏡のように、判決のカオスのなかに大きな流れを見るのは可能かもしれない。事故が起きて国は大して責任を問われない。しかし企業と経営者は大きな代償を払うのだ。▼先週の東京地裁では東電の勝俣恒久元会長ら旧経営陣4人に賠償金計13兆円の支払いが命じられた。このまま確定するなら、全ての個人資産を売却して払えるも

のは払い、最後は自己破産するしかない、そんな巨費である。▼原発に関わっている産官学の共同体は「原子カムラ」と呼ばれる。それは利益は共にするが、決して運命共同体ではない。これまでの判決から浮かび上がってきた現実に、現役の経営者たちは何を思うのか。▼さて運命は共にしないであろう国の方から、原発の積極活用の声が強まっている。電力会社経営者の皆様におかれましては、13兆円という数字を反芻していただきたい。何度も何度も。」☺上の考えには異論がある。「裁判官も人であり、独立して判断する以上自然なことではあるのだろう」と云うのは地裁の段階での話であって、高裁、最高裁へゆくと「裁判官も人であり云々」は通用しない。国と電力会社が組むスクラムに裁判官もまた加わって、地裁判決をご破算に持っていくに決まっている。これこそが「原子カムラ」の怖さ、魑魅魍魎の世界はそう簡単には退治できないであろう。

[2022年7月20日(水)]

- 今朝の東京新聞社説『安倍氏「国葬」 国民の分断を懸念する』を以下に転載させて頂く。「政府は参院選の応援演説中に銃撃され死亡した安倍晋三元首相の国葬を今秋に行う方針だ。だが反対論もある中でなぜ国葬なのか、岸田文雄首相が説明を尽くしたとは言い難い。安倍氏の葬儀を巡って、国民の分断がさらに深まらないか懸念する。首相は14日の記者会見で、国葬とする理由の一つに安倍氏の首相在職日数が憲政史上最長であることを挙げ「国内外から幅広い哀悼、追悼の意が寄せられている」「わが国は暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜く決意を示す」などと述べた。首相経験者の葬儀には多数の外国要人の参列が想定され、外交儀礼や警備の観点からも国が関与することは理解する。とはいえ、葬儀の形式や基準は法令上規定がない。国葬は戦後、吉田茂元首相の一例しかなく、近年は内閣と自民党との合同葬がほぼ定着していた。55年ぶりの国葬には自民党保守派への配慮という岸田首相の政治判断があったのだろう。しかし通算8年8ヵ月にわたる安倍政権には評価の一方、根強い批判があることも事実だ。安倍氏は歴代内閣が堅持した憲法解釈を変更して「集団的自衛権の行使」を一転容認。森友・加計学園や桜を見る会を巡る問題では権力の私物化も指摘された。費用の全額を税金で賄う国葬への反対意見が出るのは当然だ。安倍氏が民主主義の根幹である選挙運動中に銃撃され死亡した経緯を考えれば、自民党こそが葬儀の主催者となるべきだ。それが政党政治の常道ではないのか。共産、れいわ、社民各党は国葬に反対を表明。日本維新の会の松井一郎代表は反対しないとしつつ「賛成する人ばかりではない。批判が遺族にいかないことを願う」と指摘する。立憲民主党の泉健太代表は国葬に関して国会で閉会中審査を行うよう求めている。国葬に法令上の明確な定めがない以上、唯一の立法府である国会が議論を尽くすべきだ。その際、葬儀の今秋開催についても新型コロナウイルスの感染状況を考慮して是非を判断すべきだろう。故人への弔意の表し方は個人の信条に基づいて自由であるべきだが、他人に強いるべきではない。ましてや国葬となった場合、政府が国民に弔意を強制するようなことがあってはならない。」
- もう一つ今朝の朝日新聞社説『安倍氏を悼む 「国葬」に疑問と懸念』も以下に転載させて頂く。「在任期間は憲政史上最長となったが安倍元首相の業績には賛否両論がある。極めて異例の「国葬」という形式がかえって社会の溝を広げ、政治指導者に対する冷静な評価を妨げはしないか。岸田首相のこれまでの説明からはそんな危惧を抱かざるをえない。首相が国葬の方針を示したのは、事件から間もない先週の記者会見でだった。計8年8ヵ月にわたって首相の重責を担ったことに加え、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交に大きな実績を残したことなどを理由に挙げた。国葬の費用は全額国が賄う。ただ、その対象や形式、手続きなどを定めた法令はない。戦前は「国葬令」があったが1947年に失効した。首相は国の儀式を内閣府の所掌事務のひとつとした内閣府設置法を根拠にあげたが、基準がない以上、時の政権の政治判断となることは避けられない。国葬は一度だけ例がある。敗戦直後の苦難の時代に、計7年あまり首相を務め、日本の独立を回復させた吉田茂が1967年に死去した際だ。それから半世紀以上国葬は行われていない。安倍氏以前に首相の連続在任が最長の7年8ヵ月だった佐藤栄作の場合は、政府、自民党、国民有志による「国民葬」だった。国葬は法的根拠があいまいなうえ、首相退任から死去まで3年足らずしかなく、吉田ほど歴史的評価が定まっていなかったことなどが理由とされた。1980年の大平元首相以降は、首相経験者の葬儀は政府と自民党の合同葬が慣例となり、約5年間の長期政権となった中曽根元首相も同様だった。今回の国葬には、共産党、れいわ新選組、社民党が反対を表明し、立憲民主党は閉会中審査での説明を求めるとしている。こうした異論も予想された中、首相は早々に方針を打ち出した。安倍氏を支持してきた党内外の保守勢力への配慮だとしたら、幅広い国民の理解からは遠ざかるだけだ。社説は安倍氏の政策の是非を厳しく問い、国会を軽視し異論を排除するような政治姿勢も批判してきた。立憲主義をないがしろにした安保法制の強行は世論の分断を招き、森友・加計・桜を見る会をめぐる長期政権の弊害が明らかで、それはいままも解明されていない。首相は

「暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜く決意を示す」と国葬の意義を語った。安倍氏を悼むのは当然だ。ただ弔意の強制はあってはならない。国葬が政権の評価を定めるものでもない。自由な論評を許さぬ風潮が生まれれば、それこそ民主主義の危機である。」

[2022年7月21日(木)]

- 今朝の朝日新聞天声人語『国葬について』を以下に転載させて頂く。「故安倍晋三元首相の国葬を9月に行う方向で政府が調整しているという。実現すれば戦後復興期に首相だった吉田茂以来となる。では吉田の前は誰かという、皇族を除けば太平洋戦争で戦死した連合艦隊司令長官山本五十六である。▼山本の国葬を伝える1943年の朝日新聞をくってみると、嫌な気分になる言葉が並んでいる。「死してなほわれらと共にある太平洋の守護神」「葬列の沿道に湧いた嗚咽は英魂の精忠にこたへ続く一念の表現」▼戦意高揚を担った新聞の罪を改めて思う。戦後は憲法をはじめ世の中が大きく変わったが、それでも国葬には哀悼と称賛が一体化する危うさがあるのではないか。吉田の国葬前後の紙面を見ても、彼の政策の功罪を改めて論じているふうではない。▼非業の死をとげた政治家を追悼したい。そう感じる人が多いのは自然だろう。そうであっても国葬という選択は問題があると思う。みなで悼むことが、みなでたたえることに、半ば自動的につながってしまうと感じるからだ。▼国葬は吉田以来行われていないというより、彼を最後に途絶えたというのが実情に近いように思う。疑問が高まれば本来の追悼にも水を差す。これまで避けてきたのは政治家たちの一種の知恵かもしれない。▼野党から出ている国葬への批判に対し、自民党幹部は「野党の主張は国民の声や認識とずれているのではないか」と述べた。そう言って悪びれないところに、すでに国葬の孕む危うさのぞいているような。」
- 今朝の朝日新聞社説『理系を増やせ？ 失敗の轍 踏まぬために』を以下に転載させて頂く。「現在35%の理系分野を専攻する大学生の割合を、10年後には5割程度に増やす――。岸田首相が議長を務める政府の教育未来創造会議がそんな目標を打ち出し、先月の「骨太の方針」にも盛り込まれた。デジタル、脱炭素などの領域で力をふるう研究者や実務家を社会へ送り出すのが目的だという。これまでも政府は、早期に成果が期待できる研究を優先し、予算を手厚く配分するなどしてきた。これに対し社説は、経済成長重視に偏した施策は学問・教育の土台を危うくすると指摘し、実際、政府の思惑とは逆に研究力の低下を招いた。学生比率の数値目標を定め、期限を切って変化を迫る今回のやり方も、強引さは否めない。大学の自主性をないがしろにしかねず、近年の科学技術政策の失敗の轍を踏む恐れがある。首相官邸の方針を受け、文部科学省などは8月までに工程表をつくる。大学が成長分野に関連する学部を創設する際、実験設備などの初期投資に使える基金をつくったり、理工農学系の学生に対し奨学金の給付や授業料免除の範囲を広げたりすることを検討している。だが、学生そして産業界で高まっているのは、文理双方の科目の習得、「文理融合」をめざす声だ。文系学部でも理系の専門分野を副専攻で学べるようにしたり、大学が自前で用意できない科目があれば、単位互換制度を使って他大学と連携したりする取り組みが進む。求められるのは、かつてない規模とスピードで変動する世界に、柔軟に対応できる若者を育てることだ。その力は文理を問わず、多様な知識と経験を積み上げることで身につく。蝸壺に陥らずしっかりした倫理観や大局観をもつことも不可欠だ。旧態依然の文理の別々に縛られ、理系学生をただ増やすことに躍起になるのは時代錯誤というものだ。人材の層を厚くするため力を入れるべきは女性が活躍できる環境づくりだ。理系学部で学ぶ女子学生は3割以下とみられる。幼いころから保護者や教員に「女性は文系」とすり込まれる影響が指摘されている。さらに医学部受験生や研究者に対する理不尽な女性差別など、解決・克服すべき問題は数多い。古い概念を排し、性別にかかわらず、みずからの関心と希望に基づいて進路を選べる社会を築くことが肝要だ。それには高校での硬直した文理のクラス分けや、その原因となっている大学入試の改革もセットで考える必要がある。若者の選択の幅を狭めている障害を、一つひとつ着実に取り除いていかなければならない。」



女子高校生のためのサイエンス体験講座でキノコの組織を寒天培地に植える生徒たち=2021年、宮崎大

[2022年7月23日(土)]

- 今朝の東京新聞ぎろんの森『「国葬」閣議決定の問題点』を以下に転載させて頂く。「政府がきのう、街頭演説中に銃撃され死去した安倍晋三元首相の国葬を、9月27日に東京・日本武道館で行うことを閣議決定しました。安倍氏の国葬について、本紙は20日朝刊の社説「安倍氏『国葬』 国民の分断を懸念する」で「反対論も

ある中でなぜ国葬なのか、岸田文雄首相が説明を尽くしたとは言い難い。安倍氏の葬儀を巡って国民の分断がさらに深まらないか懸念する」と指摘しました。国葬実施を正式決定したことを機に、国葬「閣議決定」の問題点を考えてみます。国葬を行うに当たり、当論説室が最も問題だと考えるのは法的根拠の希薄さです。「国葬令」は戦後、新憲法施行に伴って効力を失っており、首相は国葬の根拠を、国の儀式に関する事務を内閣府の所掌とする「内閣府設置法」に求めています。同法を根拠に、閣議決定に基づいて国葬を行うことは可能だとする論法ですが、国葬を行う対象人物や功績の基準に関して、法律に明確な規定があるわけではありません。閣議決定のみによる国葬実施は、唯一の立法府である国会が定めた法律に従って行政を行う法治主義に反します。費用は全額国費を充て、一般予備費から拠出するとしていますから、国会の議決を経ず財政民主主義にも反します。社説は「国葬に法令上の明確な定めがない以上、唯一の立法府である国会が議論を尽くすべきだ」と訴えました。読者からは「社説に賛同。民主主義の根幹を揺るがした人を国葬とは論外」「国葬でいいが税金は使わず、寄付金などを充てるべきだ」などの意見が届いています。報道各社の世論調査でも国葬への賛否は分かれます。国葬に反対する一部野党の意見が「国民の声とかなりずれている」わけではありません。首相は8月に召集予定の臨時国会を短期間で終わらせず、国葬に関する質疑を徹底して行ってはどうか。賛否が渦巻く分断状況の中での国葬は、故人を悼む静謐な環境とは言えません。故人への弔意の表し方は個人の信条に基づいて自由であるべきです。松野官房長官は「国民一般に喪に服することを求めるものではない」としますが、政府による弔意の強制がないよう、当論説室も注視していきます。(と)

[2022年7月24日(日)]

○日曜日の東京新聞社説『週のはじめに考える 「悲劇の民」 救うために』を以下に転載させて頂く。「ロシアがウクライナに侵攻してきょう24日で5ヵ月がたちます。戦闘が続き、犠牲者や被害は増えています。これまで積み上げてきた人類の知恵も、戦争を終わらせる役には立たないのでしょうか。ウクライナは、ドイツをはじめとする欧州と旧ソ連(ロシア)という二大勢力に挟まれ、翻弄されてきました。特に大きな傷痕を残したのが1932年から翌年にかけての大飢饉です。「ホロドモール」(飢饉による殺人)と呼ばれる、旧ソ連が人為的に起こした災厄でした。独裁者スターリンは1928年からの五カ年計画で重工業化と農業の集団化を目指します。生産手段を持つ富農を敵視し、土地を奪い、処刑し、収容所に送ります。生産性低下は当然の成り行きです。さらに、農作物を強制的に集めてロシアの都市部に送り、外貨稼ぎのために輸出へと回しました。各地で大量餓死が相次ぎ、犠牲者は計約350万人に上ったとされていますが、当時、ホロドモールは隠蔽されていました。◆**重なる収奪への怒り** ウクライナからの報道は、今回の侵攻でもロシア軍による農作物の収奪が行われ、ホロドモールを思い出した人々が怒りを募らせていると伝えます。国際社会はどうしたら戦争を終結させ、ウクライナという「悲劇の民」を救うことができるのでしょうか。第二次世界大戦当時、ナチス・ドイツの暴虐を止めるため、連合軍は徹底壊滅による終戦を目指しました。結果、ヒトラー総統は自殺、ナチ体制は崩壊します。ただ、米欧諸国が今回、核兵器を保有するロシアとの全面戦争を選択すれば、破局を招く世界大戦にもなりかねません。結局、ロシアとウクライナとが停戦を協議するしかないのです。戦争長期化を憂い、停戦を求める声が世界各地で上がります。日韓両国の有識者らは今月、グテレス国連事務総長に停戦仲介を求める要望書を提出しました。明石康元国連事務次長、伊勢崎賢治東京外国語大学教授ら100人以上が名を連ね、ロシア、ウクライナ双方がより破壊的な兵器を投入すれば、殺りくと破壊がより巨大になり、憎悪と復讐心に際限がなくなると指摘しています。ドイツでもメルケル前首相の元軍事顧問ら有識者21人が即時停戦を求める公開書簡を出しました。ウクライナ東部ドネツク、ルガンスク両州、クリミア半島をロシアから奪還することは非現実的とまで踏み込んでいます。ただ当事国同士は、今のところ停戦協議のテーブルに着くつもりはないようですし、欧州内でも意見が分かれています。侵攻を継続するロシアに対し、ウクライナのゼレンスキー大統領は侵攻以前の領土回復を主張し、徹底抗戦を呼び掛けています。欧州でもドイツやフランスなどがロシアとの対話を模索しているのに対し、反ロシア感情の強いポーランドやバルト三国はロシアとの妥協を拒否しています。停戦に向けた「ウクライナ枠組み合意案」をまとめた英ケンブリッジ大学が毎週公表している停戦の可能性を数字で示す停戦バロメーターは、トルコの仲介で停戦協議が開かれた3月末時点では「見込みがある」でしたが、ロシアがウクライナ東部に攻撃の目標を絞る今月は「とてもあり得ない」にまで激減しています。再び協議の機が熟すのを待つしかないのでしょうか。バイデン米大統領が指摘する通り「ウクライナ抜きでウクライナのことを決めたりしない」のは当然ですが、戦争が長期化するほど悲劇は拡大します。◆**停戦の可能性を探れ** 国連が常任理事国同士の利害のぶつかり合いで機能を果たせないのなら、国際社会が協力して和平合意を実現するしかありません。前例はあります。3年半以上も続き、約20万人の犠牲者を出したボスニア・ヘルツェゴビナ内戦では1995年、米英仏独ロなどの調停で「デー

トン合意」に達し、停戦に至りました。8年前のウクライナ東部紛争では、仏独両国の仲介でロシアのプーチン大統領も参加して「ミンスク合意」をまとめました。ウクライナの人々の命と暮らしが脅かされる状況を放置することは人道に反します。厳しい状況の中、諦めることなく停戦の可能性を探り続けることは、国際社会の責務にほかなりません。」
☞ 安倍元首相と親しかったというプーチン氏を安倍氏の国葬に招いて、ウクライナとの和解の仲立ちをしてはどうだろうか。岸田首相にその度胸があるかどうか問題であるが。

[2022年7月26日(火)]

○朝日新聞デジタルの記事『夏山に広がる紫の花畑 外来種の毒草ジギタリス、34道府県で自生か』を以下に転載させて頂く。「初夏の斜面に広がる紫やピンクの花畑。最近、国内の山中でそんな風景が目立つようになっていく。すずらんのように花を房状に咲かせる美しい植物だが、日本の野外には自生していないはずのジギタリスだ。欧州原産の園芸品種で毒草としても知られる。環境省が注意を呼びかける外来種リストには載っておらず今も流通・販売が続いている。横浜市のフォトグラファー河野隆行さん(63)は2021年、別の外来植物の情報を集める中でジギタリスが野外で自生していることを知った。気になってニュースや山岳系の投稿サイト、個人のブログなどを調べると、2006年以降に34道府県で自生している記録が確認できた。撮影スポットになっている場所もあった。持ち込みの時期や経緯は分からないものが多かった。自身の目でも栃木県内などで自生しているのを確かめた。「たまたまジギタリスが目立つから気づかれただけで、こういう例はほかにもあるのかもしれない」と河野さん。自生している情報を見つけたら地元の自治体や博物館に提供しているという。ジギタリスは欧州原産の多年草で大きくなると高さ1mを超える。花の形からキツネノテブクロとも呼ばれ主に観賞用だ。ジギトキシンという毒を持ち、食べると嘔吐やめまいを起こし、死に至る場合もある。元々は里山の庭先に植えられていたものが野生化したり、その種が人に付着して運ばれたりして、広がったとみられる。心配されているのが生態系への悪影響だ。涼しい気候で繁殖するため、人の目が届きにくく、貴重な高山植物などが繁殖する場所へも分布が広がるおそれがある。全国で深刻な食害を引き起こしているシカもこの植物は食べないため、在来植物をシカが食い荒らすと後にはジギタリスしか残らない可能性もある。環境省の指定する特定外来生物ではなく、生態系被害防止外来種リストにも載っていないため、今も流通・販売が続く国レベルでの対応は遅れている。一方で、和歌山県や奈良県天川村、静岡市など、独自に対策に乗り出した自治体もある。和歌山県は条例に基づく「防除対象種」にジギタリスを指定。田辺市龍神村で2019年から駆除の取り組みを続けている。県自然環境室の担当者は「外来種対策の鉄則だし、早くやろうということで始めた。多くの人に早期防除の大切さも知ってほしい」と話す。奈良県天川村は絶滅危惧種のベニバナヤマシャクヤクなどを守ろうと、10年ほど前から自然観察会やネイチャーガイドの養成講座の場で参加者にジギタリスの引き抜きに協力してもらっている。村の担当者は「手ごわいですが過去の状況を知っている人の中には『少しはマシになっているよ』と言ってくれる方もいます」と言う。外来植物に詳しい、兵庫県立人と自然の博物館の橋本佳延・主任研究員は、「流通量の把握や植えられている場所、分布の状況、駆除現場で使われている手法など対策の基本となる情報を早く集める必要がある」と指摘。生態系に悪影響を与える外来植物でも、花が美しいものは駆除への理解を得るのが難しい場合もあるとして「効果的な予防のためにも、法令の枠組みに載せるなどより強い警告を発していくことが大切だ」と話している。(署名記事)



栃木県内で自生しているジギタリス=橋本佳延さん、河野隆行さん提供

[2022年7月27日(水)]

○今朝の朝日新聞社説『常総水害判決 河川管理に重い警鐘』を以下に転載させて頂く。「水害が起きても河川管理に落ち度があったと認められることは、まずない——。そんな「常識」に安住していた行政に、警鐘を鳴らす判決だ。2015年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫で、浸水被害を受けた茨城県常総市の住民らが国に損害賠償を求めた裁判で、水戸地裁は先ごろ責任を一部認め約3900万円の支払いを命じた。この水害では市の3分の1に当たる約40km²が浸水し、5千棟以上が全半壊した。判決は、水があふれた若宮戸地区で治水

上重要な役割を果たしていた砂丘を開発行為を制限する「河川区域」に指定することを国が怠ったと判断。その結果、太陽光発電事業者が掘削して地盤が下がり、危険な状態になっていたと指摘した。治水事業には財政、技術、用地確保など様々な制約がある。このため、合理的な計画に基づいて改修中の河川については、工事を急がねばならない特段の事情がない限り、管理に瑕疵があったとはいえない——などとする最高裁判例がある。国はこれを踏まえて、改修計画に問題はなかったと主張し、判決も被害が出た別の地区については国の言い分を認めた。しかし若宮戸の場合、計画の当否とは別に砂丘一帯の現状を維持することが極めて重要だったのに、国は区域指定の権限を適切に行使せず被害を招いたと結論づけた。水害の前年には、市が国土交通省に現地の状況を具体的に伝え、対策を要望していた。「改修の途上」を理由に責任を免れようとするのが国の常だが、危機が予見されたのに手をこまぬいていたとなれば住民が納得しないのは当然だ。国は、災害の発生を防ぎ公共の安全を保つという河川法の趣旨・目的に立ち返り、河川区域に指定していない自然堤防などに危ない箇所がないか改めて点検してもらいたい。常総水害では濁流が住宅街に押し寄せ、取り残された市民をヘリコプターを使うなどして救助した。当時の映像を覚えている人も多いのではないか。この災厄を機に、いざというときの個々人の行動計画を決めておく「マイタイムライン」づくりが広がり、自治体を越えた広域避難計画の策定も具体化した。教訓を今後も受け継いでいかなければならない。近年、堤防などの大規模な構造物に頼らない治水をめざす動きが進む。だが地域の広範な合意が必要で、一朝一夕に実現できるものではない。住民の声を真摯に受け止め、目の前の危険を確実に取り除いていく緊張感のある治水が求められる。」 ☎ 災害当時の現地調査報告を本サイト“折々のトピックス” (2015. 9. 10, 11. 19.)に掲載しているので参照願いたい。



関東・東北豪雨で鬼怒川から市街に濁流が流れ込んだ=2015年9月10日、茨城県常総市、朝日新聞社ヘリから

<http://sismosocial.web.fc2.com/raindisaster2015.pdf>

<http://sismosocial.web.fc2.com/raindisaster2.pdf>

[2022年7月28日(木)]

○今朝の東京新聞社説『旧統一教会 政治への関与究明せよ』を以下に転載させて頂く。「安倍晋三元首相銃撃事件で社会問題化していた宗教団体、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)と政治との不透明な関係が再び注目を集めている。各党は教団との関係を調査し公表すべきだ。事件の容疑者は母親による多額の献金が家族を壊したと恨みを抱き、教団の関連団体にメッセージを寄せた安倍氏を教祖の代わりに標的にしたと供述している。どのような理由でも人の命を奪うことは許されない。だが教団と政治の関係に触れずに、この事件の全容解明もあり得ない。旧統一教会問題は1960年代後半にさかのぼる。教団に勧誘されて家を出た子どもたちを取り戻す保護者の運動が起こり、1980年代には靈感商法や合同結婚式が問題視された。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、靈感商法の被害は過去35年間で約34,000件、総額で1200億円を上回るが、これは氷山の一角だという。こうした資金集めや強引な信者勧誘は司法の場でも裁かれ、軒並み違法判決が確定している。連絡会はこれまで、政治家による教団や関連団体などへの祝辞や集会参加は教団の反社会性を覆い隠し被害の拡大につながると警鐘を鳴らしてきた。だが自民党のみならず一部野党の議員も教団との密接な関係を築いてきたのが現実だ。岸田内閣の岸信夫防衛相、二之湯智国家公安委員長も関係を認めた。背景には教団による選挙活動への支援などがある。批判を受けた議員の多くは「危険な団体とは知らなかった」と弁解しているが、半世紀以上にわたり問題視されてきた団体だ。そうした言い訳は通用しない。問題を知りながら利用したのなら政治責任が問われて当然だ。教団は1997年以降名称の変更を求め、所管の文化庁は実態隠しになるとして拒んできたが、2015年に一転して認めた。当時文部科学相だった下村博文氏は関与を否定している。国会で究明すべき重大な問題だ。これを機に、各党は政界の暗部ともいえる教団との関係を包み隠さず国民に明らかにすべきだ。」 ☎ 全くもって酷い話である。もしも安倍氏の事件がなかったら、この一大スキャンダルは明るみに出ないままだったに違いない。カルト集団も怖い、政治家もまた怖い。

[2022年7月29日(金)]

○今朝の東京新聞社説『東京五輪汚職 利権の構造を解明せよ』を以下に転載させて頂く。「東京五輪・パラリンピックを巡る受託収賄容疑で、大会組織委員会の高橋治之元理事(78)宅などに家宅捜索が入った。巨額のカネが動いた大会の利権構造を徹底的に解明し過剰な商業主義の見直しにつなげるべきだ。高橋氏は2017～

2021年、自らが経営する会社を通じて大会スポンサーの紳士服大手AOKIホールディングスから計4500万円を受領したとされる。組織委は民間法人だが業務の公共性が高く、役員や職員らは「みなし公務員」とされていた。広告大手電通の元役員だった高橋氏はスポーツビジネスの第一人者だが、高いコンプライアンス(法令や社会規範の順守)を求められる理事として適任だったのか疑わしい。東京大会の招致活動は、国際オリンピック委員会(IOC)委員への贈賄の疑いで国際捜査の対象になっている。高橋氏も招致活動に関わり、招致委員会が当時、高橋氏側に約9億円を支払ったとされる。不透明なままだ。今回の事件の背景にはスポーツビジネスの膨張がある。東京大会の場合、スポンサー約80社が負担した協賛金は約4300億円。米テレビ局がIOCに支払った放映権料は東京までの5大会分で約43億ドルに上る。巨費を投じて、スポンサーは売り上げや広告効果で、テレビ局はCM収入で潤う仕組みだ。企業がスポーツ支援より利益目的で協賛するなら本末転倒である。AOKIは日本選手団の公式ウェアなどを担当しライセンス商品も販売した。大会に食い込んだ経緯や高橋氏の役割など検察には説明を期待する。五輪は商業主義の深刻な矛盾を抱える。暑さの厳しい真夏の開催はほかのプロ競技と重なることを避けたいテレビ局の意向とされる。開催経費を押し上げる巨大な競技施設の建設も、見栄えや広告効果のためだろう。企業を優先し選手や開催国の人々に無理を強いているのではないか。肥大化した五輪を根本から見直さなければならない。企業のための五輪はもう要らない。」
この東京新聞の主張を全面的に支持したい。IOCもJOCも金権主義で余りにも見苦しい。それに政治が絡むとなおさらである。今までなら選手が可哀そうで済まされたのかも知れないが、選手側にも何か思惑があるのだろうか。

[2022年7月30日(土)]

○今朝の朝日新聞天声人語『ラクダ改めへび』を転載させて頂く。「まず小ささ、そして重さに驚く。つまんだ指先から意外な柔らかさも伝わってきた。歴史教科書でおなじみの国宝「金印」を、製作当時の技法で復元する試みが成功したと聞き、県立福岡高校で見せてもらった。▼紀元57年、倭の奴国が後漢の洛陽へ使者を送った際、光武帝から受け取ったとされる印だ。江戸後期、福岡県の志賀島で見つかった。だが出土状況がいまいで偽物説もある。▼復元したのは考古学者や技術者らでつくる「九州鑄金研究会」。代表の宮田洋平福岡教育大教授(62)らが4年前に着手し、蠟型など古代からの技術で試作を重ねた。失敗するたび地金を溶かし直し精度を高めた。▼鑄金工芸家の遠藤喜代志さん(72)は「つまみ(鈕くちゅう)」と印面とで完成度があまりに違うことに驚きました」と話す。「漢委奴国王」と彫られた印面は精緻なのに、へびをかたどった鈕は不格好だ。奴国の位置を勘違いしていたため、北方向けのラクダを急ぎよ南国向けのへびに作り替えた。そんな説を聞き遠藤さんは得心した。▼鈕を凝視してみた。ずんぐりしたへびは途中までラクダだったなら合点がいく。ウロコ模様も大慌てで打ち込んだかのようだ。「しまった。奴国って北の国じゃなかったのか」うわずった声が聞こえる気がした。▼2千年前の超大国にとっては外交上の凡ミスだったか。はるか洛陽の都まで赴いた奴国の使者も、押し頂いた金印がよもやそんな突貫作業の産物だったなどと思ひもしなかったにちがいない。」



福岡市博物館所蔵の『金印』

○今朝の東京新聞ぎろんの森『無理が通れば、道理が引っ込む』を以下に転載させて頂く。「無理が通れば道理が引っ込む」辞書によれば、正しい道から外れたことが行われるようになれば、正しいことが行われなくなるという意味ですが、近ごろの政府や自民党の振る舞いを見ると「無理を通そうとしている」としか思えません。いずれも故安倍元首相の追悼に関わることです。一つ目は「国葬」。政府は安倍氏の国葬を9月27日に東京・日本武道館で行うことを閣議決定しましたが、国葬を定めた法律はなく、国の儀式に関する事務を内閣府の所掌とする「内閣府設置法」を根拠とする政府の論法はいかにも無理があります。社説でもそうした問題点を指摘してきました。せめて国権の最高機関である国会が議論して決めるべきなのに、岸田首相は応じない、野党側が説明を求めても拒む。これでは国民の理解が得られるわけがありません。報道各社の世論調査によると、国葬を巡る賛否は二分されているのが現状です。本紙にも読者から「税金の無駄遣い」「民意を無視した決定」など、国葬反対の意見が相次いで届きます。安倍内閣当時の森友・加計両学園や「桜を見る会」を巡る問題、旧統一教会との関係の深さを問題視する意見もあります。岸田首相は国民分断の中、何の手だても講じず国葬を強行するのでしょうか。もう一つは国会での追悼演説です。元首相の追悼ですから、首相経験者や野党の党首らが登壇するのが慣例ですが、自民党内で当初名前が挙がったのは同じ自民党の甘利明前幹事長でした。甘利氏は安倍内閣で閣僚を務めた盟友であり遺族の希望でもあるそうですが、党派を超えて追悼するという演説の



趣旨には合致しません。結局、甘利氏の発言に対して自民党安倍派内から反発も出たことから、追悼演説自体が延期される方向になりましたが、無理は通らないということでしょう。「政治は最高の道徳」との言葉を残したのは浜口雄幸元首相＝写真＝です。岸田首相には、この先達の言葉を心に刻み参院選後の政治に臨んでほしいと思います。(と)

- 同じく東京新聞の<コラム 筆洗>を以下に転載させて頂く。「宮城のJR気仙沼線は東日本大震災で津波に襲われ、大部分の鉄路は廃止に。専用道などを走るバス高速輸送システム(BRT)が導入された。▼紀行作家の故・宮脇俊三氏は気仙沼線が全線開通した1977年12月1日に乗車し、沿線の喜びを翌年発行の著書『時刻表2万キロ』に記した。国鉄時代で不採算も織り込み済みの開通。東京の新聞は赤字線が増えたと批判的だったが現地の駅のホームは日の丸の小旗を手に列車を待つ人で埋まった。別の駅では花火と風船、ハトたちが空へ。日焼けした女性たちが花笠をかぶって並び、片足を上げて喜々として踊る駅もあった。▼今後、赤字路線の存廃論議が進むかもしれない。利用状況など一定の目安に該当する路線を対象に、鉄道会社や自治体などが、鉄道存続策やバス転換などを協議することを盛り込んだ提言を国土交通省の有識者検討会がまとめた。▼人口減で鉄道経営は容易でない。協議対象路線は未定だが、JRでは三重の名松線、若狭湾沿いの小浜線などが取り沙汰されている。▼赤字線は不要なのか。宮脇氏は先の著書で気仙沼線の前途を思い、こう書いている。「むずかしい問題ばかりだが、私には、駅頭で妙な踊りを踊る日焼けしたおばさんたちの顔だけがたしかなものに思われる」▼沿線の人々の思いは尊い、ということだろう。議論するならば丁寧にと願う。」 ☑ 昨年の秋にBRTが走るJR気仙沼線を体験してきたので、下記のサイトをご覧ください。

<http://sismosocial.web.fc2.com/Sanriku20211.pdf>

<http://sismosocial.web.fc2.com/Sanriku20212.pdf>

[2022年8月1日(月)]

- 昨夕の朝日新聞の記事『地震で鳥居の倒壊相次ぐ 建築基準法の適用 都道府県で判断バラバラ』を以下に転載させて頂く。「大きな地震で神社の鳥居が倒壊する事例が相次いでいる。耐震性の「担保」となるのが建築基準法だが、鳥居については明文化されておらず、法を適用するかどうかの判断は自治体に委ねられる。朝日新聞が47都道府県に尋ねたところ、各地で法の適用要件が異なることがわかった。専門家は「安全性確保のためにも全国で基準を統一するのが望ましい」と指摘する。文化庁によると、国内には約8万の神社があるが鳥居の数は建築基準法の適用の有無を含めて不明だという。鳥居を巡っては、今年6月19日に発生した能登半島を震源とする最大震度6弱の地震で、石川県珠洲市の中心市街地にある春日神社の鳥居(高さ約6m)と同市の火宮神社の鳥居(高さ不明)が相次いで倒壊。過去には阪神大震災で生田神社(神戸市)、東日本大震災では光丘神社(山形県)や鹿島神宮(茨城県)の鳥居が倒壊した。熊本県神社庁の資料によると2016年の熊本地震では596基の鳥居が被害を受けた。国土交通省によると、建築基準法施行令では鳥居について直接言及している文言はないという。鳥居を建てる場合、設置者は建築専門の職員を置く都道府県や政令指定都市などに相談するが、多くのところが適用の要件を「高さ15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱など」か「高さ4mを超える広告板、記念塔など」の項目に当てはめている。どちらかに当てはまれば同法が適用され、図面などの書類提出が必要になるほか、着工前と完成後に2度、建築専門の職員による検査など複数のチェックを受ける。二つの項目にこだわらず個別に判断する自治体もある。一方、マンション5階の高さに相当する「15m超」と「4m超」には大きな差がある。適用を受けなければ素材や設計は設置者の判断に委ねられ、比較的大きな鳥居が第三者のチェックを受けずに建てられた可能性もある。また同法は1950年施行で、それ以前の鳥居は適用外となる。能登半島の地震で倒壊した春日神社の鳥居も戦前に建てられたものとみられ、定期的な検査を受けないまま老朽化していた。朝日新聞は「4m超」と「15m超」のどちらの項目に鳥居を分類しているのか、全国47都道府県に聞き取った。「4m超」が16都府県、「15m超」が22道県、「事例に応じ検討」が9府県と、各地で判断が分かれていた。識者「自治体に任せるにしては、差がありすぎる」「4m超」を適用する自治体は「安全を確保するため、より幅の広い方を適用した」(山形県)、「鳥居は神社のシンボル。記念塔にあたるのでは」(秋田県)などの意見があった。高知県では6月、他県から問い合わせがあったのを




火宮神社の崩れた鳥居=2022年6月20日、石川県珠洲市正院町飯塚



6月の能登地震で倒れた春日神社の鳥居=2022年6月19日、石川県珠洲市飯田町



6月の能登地震で倒れた春日神社の鳥居の根元=2022年6月21日

機に「4m超」にした。担当者は「他の自治体で鳥居に似た商店街のゲートの申請があったときに『4m超』で処理していたため」と話す。一方、「15m超」を適用する自治体は、「鳥居は柱が2本あるものという解釈になる」（滋賀県）、「鳥居は広告塔や記念塔とは趣旨が違う」（愛知県）との意見もあった。近畿大学の安藤尚一教授（減災学）は「解釈を自治体に任せるにしては4mと15mでは差がありすぎる」と指摘。「神社は公の場所で鳥居は人が行き交う。戦前に造られたような古い鳥居は必ず安全性を確認すべきだ。建築基準法を適用するための鳥居独自の基準があっているのではないかと述べた。（署名記事）」
 これだけ沢山の鳥居崩壊の事実があるにもかかわらず地震時の安全管理が杜撰であるのは、これまで人災に至らなかったからではないだろうか。建築基準法は建物等を施工する側のための最低限の基準を定めているに過ぎず、とても利用者の安全を保障するようなシロモノではない。まして建築物でもない鳥居の安全性など国交省のお役人が考える訳がない。1978年宮城県沖地震の時のブロック塀がそうであったように、人災が発生して初めて安全管理の不備に気が付くのがわが国のお役所のようなものである。

2022年8月1日 文責：瀬尾和大